

# 社会保険診療報酬支払基金熊本支部面接懇談備忘録

記載者 池田 稔

日時 平成29年12月23日16時30分

場所 社会保険診療報酬支払基金熊本支部

参加者

審査委員 那賀みち子 氏 (熊本支部医療顧問)

町田二郎 氏 (済生会熊本病院 副院長 兼 腎・泌尿器科上席部長)

菊川浩明 氏 (国立病院機構 熊本医療センター 部長)

支部長 林 康一郎 氏 (平成30年3月末で熊本支部から静岡支部へ異動)

審査業務第1課長 梅本由美子 氏

池田クリニック 院長 池田 稔

池田	保険診療は保険診療のルールに従って行うことは承知している。ルールを伺いたい。
那賀	社会情勢等考えて、性同一性障害のホルモン治療を保険診療で <u>認めてあげよう</u> と思っている。
池田	なぜ性同一性障害の病名が必要なのか？
町田	<u>性同一性障害は単なる思い込みでしょう</u> (*1)
池田	(町田氏の発言を“「苦しみ」とか「思う性別」とか言うが、それは単なる思い込みであり、それを検査等の明確な基準で診断できないだろう”という意味と理解したため (*2)) であれば精神科の疾患はすべてそうではないですか？
委員	反応無し
池田	性別変更した後は、以前のことを言う必要はないと思っているし、紹介状もそのことに触れずに書く場合もある。
町田	それは療養担当規則違反だ。(*3)
池田	(審査連絡文書に書かれていて性転換手術は) 性別適合手術のことを言っているのだと思うが (と断ったうえで) 性転換手術の有無、戸籍変更の有無のどちらも記載する理由を伺いたい。
那賀	性転換手術の有無の記載は必要ない。(*4)
池田	テストステロン測定値は、いつのものを求めているのか。注射後のピークと思われる値か。それならば注射後3日前後の受診が必要になる。次回注射時ならもっとも低下した時期になる。テストステロン測定値記載は何を求めているのか。テストステロンの効果は、二次性徴 (筋量、体毛、意欲など) の維持とホルモン欠乏症状 (ほてり・発汗など) の有無で推測できる。テストステロンを測定することで支払が増えることになる。

那賀 (テストステロン測定にかかる保険点数を確認し) たいしたことはない。

池田 判断料も必要。

那賀 そうです。当然です。(\*5)

町田 いつの測定値でもかまわない。漫然と診療をしていないことを見るため年2回ほど測定してレセプトに記載するように。(\*6)

池田 性同一性障害の病名だけ付けて、レセプトのコメントに性別変更の有無を記載し、年2回テストステロンの測定を行って記載すれば、保険診療として認めていただけるのですね。

那賀 こちらは、できるだけ認めてあげるようにと考えている。

- \*1 「性同一性障害は単なる思い込みでしょう」という町田氏の発言について、「町田氏は言った覚えがない、隣に座っていた菊川氏も聞いていない、と言っていたし、議事録にも記載がない」と梅本氏。
- \*2 「だったら精神科の疾患はすべてそうではないですか」という私の発言も「議事録にはない」と梅本氏。
- \*3 「それは療養担当規則違反だ」という町田氏の発言も「議事録に記載はない」と梅本氏。
- \*4 現在性転換手術とは呼ばず、性別適合手術と言うことを知らず。性別変更した人は必ず性別適合手術をしている人であることを知らず。今回初めて知った様子。
- \*5 当事者たちは社会の偏見のなかで就業が制約されている状況を考えれば、できるだけ自己負担を減らしたいと思っているが、テストステロン測定と判断料の金額はたいしたことがない金額と考えている。
- \*6 テストステロン測定回数が平成 29 年 8 月の審査連絡文書に記載されている回数より増えている。理由の説明もなく、前言と違うことを平気で言うことが分かる。

私の質問状の内容に対して一つ一つ丁寧に答えるという懇談ではなかった。